経　済　産　業　省

公　　印　　省　　略
２０２６１１１８資第１１号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ２ ０ 日

新潟県知事　花角　英世　殿

経済産業大臣　赤澤　亮正

「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応の確認について」に係る取組の状況について

令和７年１２月２２日付け原安第２２６号「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応の確認について（依頼）」（以下「７つの確認事項」という。）に対し、令和７年１２月２３日付け２０２５１２２２資第４号で回答したところ、その進捗状況について、別紙のとおり報告します。

（別紙）

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

７つの確認事項の進捗状況について、以下のとおり報告します。

（原子力発電の必要性と安全性についての理解促進）

本年５月２７日の新潟工科大学総会や、柏崎市内で毎月開催される「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」への毎回の出席をはじめ、地域住民との対話に積極的に参加し、丁寧かつ分かりやすいエネルギー・原子力政策に係る発信に努めました。今後とも、原子力発電の安全性や必要性、我が国を巡るエネルギー情勢等、新規制基準に基づき強化された発電所における安全対策の状況、防災対策等について、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）とも連携しつつ、県民の皆様の御理解が進むよう、分かりやすく丁寧な情報発信に粘り強く取り組んでまいります。

また、今年度は、既に紙面広告、駅構内やバス停における交通広告を実施しているほか、若年層を意識したＹｏｕＴｕｂｅ等でのＷＥＢ動画広告などの情報発信を実施予定です。

東京電力においても、原子力の必要性や発電所の安全対策について、県内各地におけるコミュニケーションブース等での対話活動を通じて県民の疑問にお答えするとともに、テレビＣＭをはじめとしたマス媒体や交通広告、ＳＮＳの動画配信等を通じた情報発信を継続しています。

（原子力発電所の安全性の向上への不断の取組）

原子力の利用にあたっては、安全性の確保が大前提です。原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準に基づき、最新の知見も踏まえ、審査や検査が行われていると承知しており、政府としては、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原子力発電所についてのみ、再稼働を進める方針です。

原子力事業者は、ゼロリスクはないとの認識のもと、自ら安全性の向上に不断に取り組んでいくことが極めて重要です。一方、政府として内閣官房副長官をトップとする、柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チーム（以下「監視強化チーム」という。）を本年２回開催し、９月９日に開催した、第２回監視強化チームでは内閣官房副長官から東京電力に「原子力事業者として高い意識を持って、自律的かつ継続的に、安全性や核セキュリティの向上に取り組むとともに、安全最優先でのプラントの運転や地域や社会の皆様への丁寧な説明に努める」よう指導しました。今後も引き続き安全性向上に不断に取り組むよう、しっかりと指導してまいります。

（緊急時の対応についての理解促進、民間事業者と実動組織との連携）

屋内退避の指示があった際の行動とその効果について、住民の皆様が分かりやすく理解するための広報資料を新たに作成し、関係自治体に共有し、内閣府ホームページに公開しました。作成

した資料も活用しながら、引き続き、地域住民の皆様への周知・理解促進に取り組んでまいります。

民間事業者と実動組織との連携については、県の原子力防災訓練への政府関係者の参加や原子力災害対応に関する研修を行いました。県の原子力防災訓練については、本年９月９日に開催した第２回監視強化チームにおいて、佐藤チーム長（内閣官房副長官・当時）から、全力で取り組むなど引き続き県民の皆様の安心につながる取組を継続するよう発言もあったところです。また、年内を目処に、意見交換を行う場を設け、関係者間で議論を開始する方向で調整を進めています。

さらに、本年２月に原子力規制庁から示された屋内退避の考え方及びその運用を踏まえ、屋内退避時の住民の生活を支えるための活動継続に向けた民間事業者への説明を年内に開始する方向で調整を進めています。

今後も県の意向を踏まえながら、同意見交換の場の開催や訓練への参加等を通じて、原子力災害対応の能力向上に努めるとともに、原子力災害への備えに終わりは無いことから、「柏崎刈羽地域の緊急時対応」や「緊急時対応に係るＱＡ集」を必要に応じて見直すなど、自治体及び関係省庁と連携し、実効性向上に向けた不断の取組を行ってまいります。

（避難路の整備促進、除排雪体制の強化、屋内退避施設の集中整備の促進に向けた取組）

６方向へ放射状に避難する経路の整備促進や除排雪体制の強化等に向けて、令和８年度に必要な予算について確保しました。引き続き、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、新潟県による調査等が終了したものから、県、関係府省庁と連携しつつ、できる限り速やかに整備を推進してまいります。

屋内退避施設については、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、内閣府（原子力防災担当）と関係省庁、機関が連携し、当面５年で５０箇所程度を目途に、集中的に整備を進めることとしており、今年度の予算を確保し、２４箇所で事業を開始しました。今後も自治体の整備方針を踏まえながら、避難環境の整備を着実に進めてまいります。

なお、ＵＰＺ自治体による避難路整備要望については、県が実施する調査に財政的な措置を含め連携して取り組んできたところです。引き続き、新潟県の意向を踏まえながら、精査の観点の整理などを通じ、早期の方針決定に向けて事業の精査を進めてまいります。

避難路の整備促進に向けた協議を進めている「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」について年内を目途に開催を図るなど、引き続き、着実に、必要な避難路の整備等を進めてまいります。

（原子力に係る諸課題への取組）

原子力については、いかなる場合もゼロリスクはないとの認識のもと、テロや武力攻撃など様々なリスクを想定し、自衛隊、警察、事業者といった関係者で情報共有や共同訓練を実施するなど連携強化に取り組んでおります。

その上で、原子力発電所に対する武力攻撃に対しては、防衛出動により対処するほか、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する

法律」や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しております。

また、本年７月に、政府として、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」を改正し、ドローン等の飛行を禁止する区域を、重要施設の敷地・区域からおおむね３００ｍの範囲から１０００ｍの範囲へ拡大する等、ドローンへの対処能力の強化に取り組んでいます。

引き続き、政府一体となって、原子力発電所の安全性確保に向けて不断に取り組んでまいります。

原子力を長期的に利用していくに当たり、核燃料サイクルをはじめとするバックエンドへの対応は重要です。

核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場については、本年６月８日の原子力規制委員会の審査会合において、日本原燃株式会社が、設計工事計画認可の審査説明を終了しました。現在、同工場の設備を実際に動かす取組である溶液・廃液の試験的処理について、その実施方法の詳細を、同社が原子力規制庁と議論を進めています。引き続き、同工場の竣工に向けて、官民一体で総力を挙げて取り組んでまいります。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、将来世代に先送りできない国家的課題です。本年１月１６日に、赤澤経済産業大臣から全国の都道府県知事に対し、処分地選定調査について地域任せにすることなく、国の責任で地域に協力をお願いしていく方針をお伝えいたしました。こうした方針のもと、本年３月の東京都小笠原村南鳥島への申入れに続き、８月に茨城県常陸大宮市に、文献調査の実施に関する申入れを行い、小笠原村長、常陸大宮市長には文献調査の実施を受け入れていただき、当該２地区にて文献調査を開始いたしました。また、７月３１日の原子力関係閣僚会議において、処分地選定プロセスを明確化し、自治体の負担軽減を図るとの方針をお示しし、１０月２６日より国の審議会での検討を開始したところです。

現在、北海道寿都町及び神恵内村、佐賀県玄海町、南鳥島（東京都小笠原村）並びに茨城県常陸大宮市で文献調査プロセスを実施しており、引き続き、地域の声に向き合い丁寧に対応してまいります。さらに、文献調査地区拡大に向けては、今後も地元発意を待つだけでなく、国の責任で地域に御協力をお願いしていくとともに、全国基礎自治体への個別訪問や全国的な説明会の開催などを通じ、国主導の取組を進めてまいります。

原子力災害に伴う風評被害への対応は、重要な課題であると認識しております。東京電力福島第一原子力発電所事故においては、事故に起因する風評被害に向け、国が関係府省庁一体となって、各種取組を進めているところです。具体的には、復興大臣の下、関係府省庁が一体となって福島県をはじめとする被災地の風評の払拭に取り組むため、平成２８年１０月に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置しました。同タスクフォースでは、風評対策の進捗管理及び課題の整理を行うとともに、今後の方向性の検討・策定を通じて、関係施策を推進しております。

直近では本年９月１１日に同タスクフォースを開催し、関係府省庁から主な取組状況について報告を受けるとともに、復興大臣からは「科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報発信を強化するとともに、復興再生利用の推進に向けた理解醸成に取り組むなど、各省庁一丸となっ

て、より効果的な施策を実施すること」などの指示があったところです。こうした取組やこれまでの知見も踏まえ、引き続き関係府省庁が一体となって、風評被害の払拭に向けて万全を期しているところです。

原子力損害への賠償については、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、「原子力損害の賠償に関する法律」や「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の枠組みに基づき、事業者の無限責任を前提として、必要な賠償資金を確保できることとし、原子力事業者による賠償措置が迅速かつ適切に行われるよう、政府として責任を持って対応してまいります。

今後とも、原子力に対する様々な御懸念の声があることを真摯に受け止め、原子力に係る諸課題に対し、国が責任を持って取り組み、丁寧に説明してまいります。

（東京電力の信頼性の確保に向けた取組）

内閣官房副長官をチーム長とする監視強化チームについては、本年１月２２日に第１回、同年９月９日に第２回を開催し、これまで計２回の会合を開催しております。各会合においては、東京電力より、①安全性向上や原子力防災強化に向けた取組、②立地地域との共生に向けた取組、③情報発信や地域の理解に向けた取組について説明を受けるとともに、関係府省庁から東京電力に対し、安全性向上に向けた取組の一層の強化や地域活性化への貢献、地域住民の皆様の御理解につながる丁寧な説明・情報発信等について、指示・要請を行いました。

本年４月２５日には、赤澤経済産業大臣及び山田経済産業副大臣（監視強化チーム長代理・当時）が、同年６月２１日には、佐藤内閣官房副長官（監視強化チーム長・当時）が、それぞれ柏崎刈羽原子力発電所を視察し、発電所の運営状況や安全性向上に向けた取組の状況等を現地で確認いたしました。

本年７月３０日には、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」の第３１回実務担当者会議において、監視強化チームの取組について御説明しました。引き続き、地域の皆様にその取組を御理解いただけるよう努めてまいります。

（電源三法交付金の見直しの検討）

電源立地関係の交付金は、立地地域の振興や発展のために重要なものであると認識しており、今年度には新潟県に対し、地域振興や住民福祉の向上などの用途に活用いただけるよう、約１２０億円を交付決定しているところです。また、この交付金において、脱炭素電源のひとつである原子力の電気を消費地に供給していただいていることに対する都道府県への措置について、来年度を目途とした具体化に向け、検討を加速してまいります。

その上で、第７次エネルギー基本計画においても、課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化を含め、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていくこととしており、引き続き必要な検討を速やかに進めてまいります。

以上